



# 山形県公報

平成24年10月9日（火）  
第2384号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…1195
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同

## 告 示

### 山形県告示第968号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月9日から同月22日まで縦覧に供する。  
平成24年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢環状線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市万世町片子468番4から 同 字梓山街道表南5434番1まで	旧	90.0メートル } 27.0	メートル 562
米沢市万世町片子537番2から 同 字梓山街道表南5434番1まで	新	63.0メートル } 27.0	メートル 474

### 山形県告示第969号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月9日から同月22日まで縦覧に供する。  
平成24年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 米沢環状線
- 2 供用開始の区間 米沢市万世町片子537番2から  
同 字梓山街道表南5434番1まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月12日

### 山形県告示第970号

次の開発行為は、完了した。  
平成24年10月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 平成24年8月27日 指令村総建第5017号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

村山市楯岡新町一丁目163番3、163番4、165番、165番6、165番8、166番1、166番2、166番3、184番1  
3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
青森県青森市問屋町二丁目15番22号  
丸大堀内株式会社